

平成18年度
株式会社環境サービス 寄居工場
環境調査報告書

平成18年6月

株式会社 環境総合研究所

1. 騒音

(1) 調査地点：仮想敷地境界NO.7（地上1.2m）

(2) 調査日時：平成18年5月22日（月）

(3) 調査方法

騒音規制法の「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年、厚・農・通・運告示第1号）」及び「JIS Z 8731」に準拠した。

(4) 調査結果

調査結果は表2に示すとおり。

表2 騒音レベル調査結果

単位: dB

時間帯	測定時間	騒音レベル 調査結果	規制基準
朝	7:47～7:57	32	60
昼間	11:00～11:10	35	65
夕	21:45～21:55	31	60
夜間	22:00～22:10	30	50

注) 1. 調査地点においては工場からの騒音は確認できないため、騒音の大きさは10分間の最小値とした。

2. 規制基準は騒音規制法における「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の近隣商業地域（第3種区域）の数値とした。

2. 振動

(1) 調査地点：仮想敷地境界NO.7

(2) 調査回数：平成18年5月22日（月）

(3) 調査方法

振動規制法の「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年、環境庁告示90号）」及び「JIS Z 8735」に準拠した。

(4) 調査結果

調査結果は表3に示すとおり。

表3 振動レベル調査結果

単位: dB

時間帯	測定時間	振動レベル 調査結果	規制基準
昼間	7:47～7:57	<30	65
	11:00～11:10	<30	
夜間	21:45～21:55	<30	60
	22:00～22:10	<30	

注) 1. 振動の大きさは10分間の80%レンジ上端値（ L_{10} ）とした。

2. 規制基準は振動規制法における「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」の近隣商業地域（第2種区域）の数値とした。

3. 悪臭

(1) 調査地点：敷地境界1地点（仮想敷地境界NO.7）

排出口1地点（臭気濃度のみ）

(2) 調査回数：平成18年5月22日 9:00～11:20

(3) 調査方法

臭気濃度は埼玉県告示第604号、特定悪臭物質については環境庁告示第9号に示される方法とした。

(4) 調査結果

調査結果は表4に示すとおり。

表4 悪臭分析結果

単位：ppm（臭気濃度除く）

悪臭項目		分析結果	規制基準
アンモニア		< 0.10	1
メチルメルカプタン		< 0.001	0.002
硫化水素		< 0.001	0.02
硫化メチル		< 0.001	0.01
二硫化メチル		< 0.001	0.009
トリメチルアミン		< 0.001	0.005
アセトアルデヒド		< 0.01	0.05
スチレン		< 0.05	0.4
ホルムル酸		< 0.0005	0.002
ホルムル吉草酸		< 0.0005	0.002
イソ吉草酸		< 0.0005	0.004
臭気濃度	敷地境界	< 20	20
	排出口	55	500

注) 1. 規制基準は悪臭防止法による規制の農業振興地域（B区域）の数値。
臭気濃度は埼玉県生活環境保全条例による規制の近隣商業地域の数値。

4. 水質

(1) 調査地点：事業場放流口1地点

(2) 調査時期：平成18年5月22日 12:00

(3) 調査方法

水質の分析はJIS K 0102、環境庁告示第59号及び下水試験法に示される方法とした。

(4) 調査結果

調査結果は表5に示すとおり。

表5 水質分析結果

単位：mg/l

水質項目	分析結果	規制値
銅及びその化合物	< 0.1	—
亜鉛及びその化合物	< 0.1	—
クロム化合物	< 0.05	—
フェノール化合物	< 0.1	—
鉄及びその化合物	< 1.0	—
マンガン及びその化合物	< 1.0	—
フッ素化合物	< 0.8	—
水素イオン濃度(pH)	7.6	5.8~8.6
BOD	9.9	20
COD	19	—
SS	16	—
n-ヘキサン(鉱油)	< 2.5	—
” (動植物油)	< 2.5	—
窒素含有量	6.1	—

注) 1. 規制値のうち、pHとBODについては埼玉県浄化槽設置指導要綱に定める水質基準。